

水産経営構造改善事業における事前評価に対する チェックリスト（案）

1. チェックリストの目的・内容

本チェックリストは各事業の評価指針に基づき、各事業実施主体が行った事前評価の結果について、事業の必要性、効率性、有効性等について確認するものである。

チェックリストの構成は、事前評価の前提条件に対するものと、3つの観点の指標（地域指標、施策別指標、経済効果指標）からなるものとする。

1. 前提条件

以下の前提条件を確認する。

- (1) 「事業の採択要件」を満たしていること。
- (2) 「事業を実施するために必要な基本的な調査」が完了していること。
- (3) 「事業を実施するために必要な調整」が完了していること。

2. 地域指標

以下の項目について明らかにする。

- (1) 地域の指定状況
- (2) 地域に与える影響（経済効果等）
- (3) その他特記すべき事項

3. 施策別指標

以下の項目の中で当該事業が重点をおく施策を明らかにする。

- (1) 資源管理型漁業・つくり育てる漁業の推進
- (2) 海洋環境の保全と創造
- (3) 生産労働効率化・近代化、担い手の支援
- (4) 水産物流通の効率化と品質、付加価値の向上
- (5) 漁業地域の活性化

4. 経済効果指標

以下の項目について確認する。

- (1) 「費用対効果分析の算定手法及び内容」が適切であること。
- (2) 「費用対効果分析の結果」が妥当であること。

2. チェックリストでの確認

採択される全てに事業について、以下の内容を満足していることとする。

- ・「前提条件」：全ての項目でチェックされること。
- ・「施策別指標」：いずれかの項目でチェックされること。
- ・「経済効果指標」：全ての項目でチェックされること。

＜チェックリスト（案）＞

1. 前提条件

前提条件は事前評価を行うに当たり、最低限満足することが必要な条件であり、以下の項目について確認する。

[illegible]

2. 地域指標

地域指標は、当該事業の地域における位置づけ、地域に与える影響等を明らかにするための指標であり、以下の項目について明らかにする。

項目	審査内容	判定
(1) 地域の指定状況	事業対象地区が地域指定を受けているか確認する。 例) 離島、辺地、山村、過疎、半島、自然公園等	☐
(2) 地域に与える影響（経済効果等）	地域経済に与える影響として、民間投資、民間需要及び雇用創出等の効果が見込まれるかどうかを確認する。	☐
(3) その他特記すべき事項	以下に掲げた項目について確認する。 ①当該事業計画が、市町村総合計画や都道府県総合計画を始めとする地域計画等と整合性がとれているか。 ②当該事業が漁協合併や事業統合などの漁協系統の取り組みと整合性が取れているか。 ③公共事業など他事業との連携が図られているか。	☐ ☐ ☐

3. 施策別指標

施策別指標は、当該事業の政策目標を達成するため、優先的に配慮すべき施策に関する指標である。具体的には、効率的かつ安定的な漁業経営を育成し、水産物の安定的な供給を図るため、「我が国周辺水域における資源管理の強化」、「漁業経営の改善を担い手の育成」、「流通・加工・消費対策」、「漁業地域の振興」を強力に進める観点から、地域特性を踏まえて、以下の施策の中で当該事業が重点をおく施策を明らかにする。

項目	審査内容	判定
(1) 資源管理型漁業・つくり育てる漁業の推進	以下に掲げた項目について確認する。 ①種苗生産、中間育成、漁場創出等の漁獲可能資源維持培養効果が見込まれるか。 ②密漁監視等による資源管理体制の強化が見込まれるか。 ③魚種別漁獲実態の把握効果が見込まれるか。 ④その他資源管理型漁業・つくり育てる漁業の推進効果が見込まれるか。	☐ ☐ ☐ ☐
(2) 海洋環境の保全	以下に掲げた項目について確認する。	

と創造	①周辺水域の水質・底質の保全・向上の効果が見込まれるか。 ②藻場、干潟等の自然環境創造効果が見込まれるか。 ③その他水産動植物等の生息環境に適した自然環境の保全・創出効果が見込まれるか。	☐ ☐ ☐
(3) 生産労働効率化・近代化、担い手支援	以下に掲げた項目について確認する。 ①作業の省力化、生産コストの削減等による漁業の生産性の向上効果が見込まれるか。 ②漁協の合併、市場の統合の促進に寄与するか。 ③後継者、新規参入者確保に寄与するか。 ④女性や高齢者の活動支援に寄与するか。 ⑤その他生産労働効率化・近代化、担い手支援効果が見込まれるか。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐
(4) 水産物流通の効率化と品質、付加価値向上	以下に掲げた項目について確認する。 ①鮮度保持、品質・衛生管理等による漁獲物の付加価値向上効果が見込まれるか。 ②水産物の取扱いに対する衛生管理向上・改善効果が見込まれるか。 ②流通の効率化効果が見込まれるかどうか。 ③その他、新たな販路拡大や水産加工業等への振興効果が見込まれるか。	☐ ☐ ☐ ☐
(5) 漁業地域の活性化	以下に掲げた項目について確認する。 ①ブルーツーリズム推進の効果が見込まれるか。 ②漁場等の利用調整・調和促進効果が見込まれるか。 ③安全性、快適性等就労・生活環境の向上効果が見込まれるか。 ④その他都市との交流や防災対策等の漁業地域の活性化効果が見込まれるか。	☐ ☐ ☐ ☐

4. 経済効果指標

経済効果指標については、当該事業の経済合理性の観点から、原則としてすべての事業において費用対効果分析を行うものとする。また、費用対効果分析に当たっては、各事業の費用対効果分析手法に基づき適宜行うとともに、貨幣化による分析結果に加え、貨幣化が困難な場合は定量的又は定性的記述により、効果を明らかにする。

項目	審査内容	判定
(1) 費用対効果分析の算定手法及び内容	費用対効果分析が適切な算定手法及び内容で実施しているかを確認する。	☐
(2) 費用対効果分析結果	$B / C \geq 1.0$ であるか確認する。 当該事業の便益が貨幣化困難である場合には、定量的・定性的な効果が十分であるかを確認する。	☐

漁業経営構造改善事業の主な採択要件

(1) 基本方針及び構造改善計画に基づく事業であること。

【基本方針】

都道府県全体の沿岸漁業を中心とした漁業と漁村の将来を見通した誘導方向に関する基本的な方針を示すもの。市町村、漁業者代表、学識経験者等で構成される協議会の意見を聴いた上で策定。

【構造改善計画】(5年間の長期計画)

計画地域(海域環境及び漁業形態等の自然的・社会経済的条件からみて一体性があり、漁業経営構造改善事業をはじめとする漁業生産基盤施設の整備を計画的に推進する必要がある地域:全国80地域)内の沿岸漁業を中心とした漁業をめぐる問題点、漁業と漁村の構造改善の構想、漁業の構造改善の将来像、平成16年度までの本事業の実施予定等を内容とし、以下の要件をすべて満たしたもの。

- ① 目標とする将来像が当該計画地域の実情からみて適当であること。
- ② 事業内容が沿岸漁業を中心とした漁業の直面する課題に対応し、かつ、当該計画地域の将来像の達成を図る上で適当であること。
- ③ 関係漁業者等の創意が反映され、かつ、技術的、資金的にも実施可能であること。
- ④ 効率的、効果的な施設整備を推進するものであり、将来的な漁協合併や市場統合を阻害するおそれがないものであること。
- ⑤ 水産資源の保護、漁業調整の観点から支障のないものであること。
- ⑥ 各種水産諸施策と密接な連携が図られるよう配慮されたものであること。
- ⑦ 当該計画地域に係るその他の諸計画との間に有機的関連性が保たれるよう配慮されたものであること。

(2) 完成した施設の受益者となる漁業者が資源管理型漁業(養殖業者の場合は漁場環境の改善の取り組み)を実践していることに加え、各事業ごとに以下の条件を満たしていること。また、水産物の集出荷や処理加工等の水産物を直接的に取り扱う施設を整備する場合は、衛生管理の取り組みを行っていること。

① 漁業経営・担い手対策事業

漁協の組織・基盤の強化、将来の漁業の担い手の育成、女性の地位向上・活動支援、高齢者の活動支援への取り組みを行っていること。

② 水産物流通高度化事業

水産物流通における合理化又は高度化への取り組みを行っていること。

③ 漁業地域活性化事業

都市漁村交流等による地域活性化への取り組みを行っていること。

(3) 施設の規模及び構造、事業の規模等は受益者数、受益範囲、利用方法等それぞれの目的に合致したものとし、過大なものでないこと。また、別に定める上限建設費の範囲内であること。

施 設 別 の 上 限 建 設 費

事 業 内 容	建物の材質等	標 準 的 装 備	上 限 建 設 費
水産鮮度保持施設 (主として餌料保管用)	鉄筋コンクリート 鉄骨	建物、冷凍設備、冷蔵設備、電気設備、給排水設備	建設面積㎡当たり 58万円
水産鮮度保持施設 (主として漁獲物の鮮度保持用)	鉄筋コンクリート 鉄骨	建物、製氷設備、貯氷設備、冷凍設備、冷蔵設備、電気設備、給排水設備	建設面積㎡当たり 82万円
漁船保全修理施設	適応漁船規模 20トン未満	巻揚げ機、軌条、台車、電気設備	漁船規模トン当たり 1,105万円
燃油等補給施設	燃油備蓄タンク	燃油備蓄タンク、計量機、ホースール、給油配管、電気設備	備蓄能力(KL)当たり 140万円 ただし、備蓄能力10KL未満は別途協議
漁業用作業保管施設 (主として漁船漁業用)	鉄筋コンクリート 鉄骨	建物、電気設備、給排水設備	建設面積㎡当たり 17万円
	木造	建物、電気設備、給排水設備	建設面積㎡当たり 11万円
漁業用作業保管施設 (主として増養殖用)	鉄筋コンクリート 鉄骨	建物、電気設備、給排水設備	建設面積㎡当たり 33万円
	木造	建物、電気設備、給排水設備	建設面積㎡当たり 16万円
水産物荷さばき施設		建物、電気設備、給排水設備	建設面積㎡当たり 27万円
水産物加工処理施設	鉄筋コンクリート 鉄骨	建物、加工処理設備、電気設備、給排水設備	建設面積㎡当たり 34万円 ただし、ノリ、モズクを対象とする場合は45万円
漁業総合管理施設			建設面積㎡当たり 30万円
漁業研修施設			建設面積㎡当たり 30万円
女性等活動拠点施設			複合機能を有するため他の施設の基準に準ずる

- (注) 1 地域の実情等やむを得ない事由により、上限建設費を超えて施行する必要がある場合等にあつては、都道府県知事が水産庁長官にその必要性を協議するものとする。
- 2 沖縄県水産業拠点強化構造改善事業についても、本表に準じて実施している。

高度衛生管理型水産物供給施設モデル整備事業の 主な採択要件

- (１) 事業の実施によって、水産物の衛生管理対策を推進し、消費者へ安全で安心な食の提供に資するものであること。
- (２) 漁港漁場整備長期計画及び関連する他の計画との整合が十分図られていること。
- (３) 事業実施の対象となる施設と既存施設との調和が十分保たれるように配慮されたものであること。
- (４) 事業の実施地域については、漁業者自らが意識を持って衛生管理に取り組む地域であって、公共事業等関連する事業と一体的な衛生管理推進計画を作成している地域であること。

沖縄県水産業拠点強化構造改善特別対策事業の主な採択要件

(1) 基本方針及び構造改善計画に基づく事業であること。

【基本方針】

沖縄県の水産業と漁村の将来を見通した誘導方向に関する基本的な方針を示すもの。市町村、漁業者代表、学識経験者等で構成される協議会の意見を聴いた上で策定。

【構造改善計画】（7年間の長期計画）

計画地域（海域環境及び漁業形態等の自然的・社会経済的条件からみて一体性があり、沖縄県水産業拠点強化構造改善特別対策事業をはじめとする漁業生産基盤施設の整備を計画的に推進する必要がある地域：県内4地域）内の水産業をめぐる問題点、水産業と漁村の構造改善の構想、水産業の構造改善の将来像、平成17年度までの本事業の実施予定等を内容とし、以下の要件をすべて満たしたもの。

- ① 目標とする将来像が当該計画地域の実情からみて適当であること。
- ② 事業内容が当該計画地域における水産業構造改善の将来像の達成を図る上で適当であること。
- ③ 関係漁業者等の創意が反映され、かつ、技術的、資金的にも実施可能であること。
- ④ 効率的、効果的な施設整備を推進するものであり、将来的な漁協合併や市場統合を阻害するおそれがないものであること。
- ⑤ 水産資源の保護、漁業調整の観点から支障のないものであること。
- ⑥ 各種水産諸施策と密接な連携が図られるよう配慮されたものであること。
- ⑦ 当該計画地域に係るその他の諸計画との間に有機的関連性が保たれるよう配慮されたものであること。

(2) 水産物の集出荷や処理加工等の水産物を直接的に取り扱う施設を整備する場合は、衛生管理の取り組みを行っていること。

(3) 施設の規模及び構造、事業の規模等は受益者数、受益範囲、利用方法等それぞれの目的に合致したものとし、過大なものでないこと。また、別に定める上限建設費の範囲内であること。

水産物産地流通加工施設高度化対策事業の主な採択要件

- (1) 事業の対象地域指定基準は、次の要件のいずれかを満たすものであること。
 - (ア) 年間の水揚量がおおむね5千トン以上の拠点的な生産地域であること。
 - (イ) 水産物産地流通加工センター形成事業等の公的支援等を契機とした、水産加工団地が形成されてある地域であること。
 - (ウ) 地方公共団体の試験研究施設に隣接する等、試験研究機関による指導体制が確保されてある地域であること。

- (2) 事業実施計画の内容が卸売場建物の新設に係るものにあっては、次の要件のいずれにも該当し、事業の実施により産地市場における公正かつ効率的な取引の実現が確実に見込まれること。
 - (ア) 日々の卸売の数量、価格、取引方法等の公表があること。
 - (イ) 新規買受人の公募があること。
 - (ウ) 開設者による次の事項の公表があること。
 - ①買受人の資格の契約期限
 - ②買受人の資格条件
 - ③買受人の最低買い受け額
 - ④手数料率
 - (エ) 卸売市場事業の決算が開示されるものであること。

- (3) 施設の能力・規模が、受益者数、受益地域の範囲等からみて必要であり、かつ過大なものでないと認められるものであって、別に定める施設規模算定基準の範囲内で、必要最小限のものと認められること。

水産物産地流通加工施設高度化対策事業施設規模算定基準

1 卸売場建物

(1) 荷捌所（上屋）の規模

荷捌所（上屋）の必要規模の算定は、次の算式により行うものとする。

$$S = \frac{N}{R \cdot \alpha \cdot P} \cdots \cdots (1)$$

S：上屋の所要面積（㎡）

N：1日当たり計画取扱量（kg／日）

P：単位面積当たり取扱量（kg／㎡）

R：上屋の回転数（回／日）

α：占有率

占有率：上屋面積は実際に漁獲物が専有する面積、漁獲物の選別のための面積、小運搬のための通路、空箱の置場等の面積を含んでおり、このうち、漁獲物が実際に専有する面積の上屋面積に対する比率を占有率という。

ここに代入されるN、P、αの各数値については種々の要因が複雑にからみあって決まるので十分検討すること。また、現実には、単一魚種でしかも同じような荷姿で取扱われることは稀であり、実際の算定は、(1)式を次のように分解して行うものとする。

$$S = \frac{N1}{R1 \cdot \alpha 1 \cdot P1} + \frac{N2}{R2 \cdot \alpha 2 \cdot P2} \cdots = \sum_{i=1}^n \frac{N1}{R1 \cdot \alpha 1 \cdot P1} \cdots (2)$$

従って規模の算定に当たっては、上記の式の原理を基本とし、個々の水揚地の実状を十分考慮して行うものとする。

(2) 附帯施設

附帯施設の配置、面積については、荷捌所の本来の機能を妨げない範囲であって、総面積の10～20%の範囲内とする。

2 製氷・貯氷施設

製氷・貯氷施設の必要能力規模の算定は、単位漁獲量（取扱量）当たりの氷所要量を原則として1.00トンとし、次の算式により行うものとする。

(1) 氷缶式製氷施設（ブロックアイス方式）

$$\text{製氷施設能力（トン／日）} = \frac{\text{年間の氷所要量（年間漁獲量）}}{365 \times 0.7}$$

（但し、0.7は稼働率）

貯氷施設能力は、10～30日の範囲内とする。

製氷施設、貯氷施設の能力は相互に関連しており、特定の時期に漁獲量が集中するような水揚地では、上式より能力の大きい製氷施設を作ることにより、貯氷能力を下げる方が有利な場合もあり総合的に判断するものとする。

(2) 全自動式製氷施設（プレートアイス方式）

全自動式製氷施設は、氷缶式と違って長期間の貯氷が困難であるため、製氷施設の能力は漁獲量の多い時期に合わせて算定し、1日最大の氷所要量の2／3程度の能力とすること。

貯氷施設の能力は、5日間程度とすること。

3 冷凍・冷蔵施設

冷凍・冷蔵施設の必要能力規模の算定は、年間の漁獲量（含む陸上搬入量）、利用目的別配分率による冷蔵庫向出荷量、年間回転数を考慮の上、次の算式により行うものとする。

$$\text{冷蔵庫規模（トン）} = \frac{\text{冷蔵庫向出荷量（トン／年）}}{\text{回転数（回／年）}}$$

漁港漁村活性化対策事業の主な採択要件

- (1) 事業の実施によって、漁港機能の向上、利用の円滑化、漁村の生活環境の改善が図られ、もって水産業の振興に資するものであること。
- (2) 漁港漁場整備長期計画及び関連する他の計画との整合が十分図られていること。
- (3) 事業実施の対象となる施設と既存施設との調和が十分保たれるように配慮されたものであること。
- (4) 事業の実施地域については次の地域に限るものとする。

ア 漁港高度利用対策については、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137条）に基づき指定された漁港の区域内を対象とするものとする。ただし、深層水等利活用施設、情報基盤施設等の漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りでない。また、深層水等利活用施設整備を港湾法（昭和25年法律第218号）に基づく港湾で行う場合には、漁業活動が行われている地域であり当該事業が水産業の振興に資すると認められる場合に限る。

イ 漁村振興対策については、漁港の背後集落及びその他の漁業集落を対象とするものとする。なお、漁業集落とは漁業センサスに規定される漁業集落をいう。

新漁村コミュニティ基盤整備事業の主な採択要件

- (1) 地域全体の長期的な将来像を示した地域全体の振興計画に基づき、社会基盤の整備を計画的に推進するものであり、地域住民の主体的な参画を得て、整備、管理運営されるものであること。
- (2) 事業の実施によって、過疎化、高齢化等で活力を失いつつある漁村の活性化が図られるとともに、都市との交流等の促進により広く国民のあらゆる世代のゆとりの創造に資するものであること。
- (3) 漁港漁場整備長期計画及び関連する他の計画との整合が十分図られていること。
- (4) 事業実施の対象となる施設と既存施設との調和が十分保たれるように配慮されたものであること。
- (5) 事業の実施地域については次の地域に限るものとする。

漁港の背後集落及びその他の漁業集落を中心として一体的に実施される集落を対象とするものとする。なお、漁業集落とは漁業センサスに規定される漁業集落をいう。

漁業経営構造改善事業及び沖縄県水産業拠点強化構造改善 特別対策事業の配分基準

漁業経営構造改善事業及び沖縄県水産業拠点強化構造改善特別対策事業については、都道府県営事業を除き統合補助事業として実施しており、事業費の配分に当たっては、以下の基準で行うものとする。

1 都道府県営事業

(1) 事業を実施することにより、効率的かつ安定的な漁業経営を育成し、水産物の安定的な供給に資する効果が大きく、次の事項に該当する事業に対し優先的に配分するものとする。

- 中核的漁業者協業体の育成に資するもの
- 認定漁協の支援に資するもの
- 漁協合併促進法による合併計画の推進に資するもの
- 産地市場再編整備計画の推進に資するもの
- 海洋水産資源開発促進法に基づく資源管理協定に係るもの
- 持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画に係るもの
- 有明海及び八代海の再生対策に係るもの
- 循環型経済社会の構築など環境問題への対応に係るもの
- 中山間地域等総合振興対策に係るもの
- 農山漁村男女共同参画推進指針の推進に資するもの
- 災害対策関連に係るもの
- その他の施策・事業との関連において緊急を要するもの（「腸炎ビブリオ食中毒防止対策のための水産食品にかかる規格及び基準」（厚生労働省）対応など食品の衛生管理の強化に資するもの等）

(2) 上記以外の事業については、事業の実施により見込まれる次の効果が大きく、かつ、緊急性の高い事業に配分するものとする。

- 資源管理型漁業づくり育てる漁業の推進に資するもの
- 海洋環境の保全と創造に資するもの
- 生産労働効率化・近代化、担い手支援に資するもの
- 水産物流通の効率化と品質、付加価値の向上に資するもの
- 施設の有効利用に資するための計画的な管理体制の向上に資するもの

2 市町村及び団体営事業（統合補助事業分）

都道府県営事業の配分基準に準じた考え方に基づき実施すべき事業を選択し、都道府県に対し必要な事業費の配分を行うものとする。

高度衛生管理型水産物供給施設モデル整備事業の配分基準

高度衛生管理型水産物供給施設モデル整備事業については、都道府県営事業を除き統合補助事業として実施することとしており、事業費の配分に当たっては、以下の基準で行うものとする。

1 都道府県営事業

(1) 事業を実施することにより、安全で安心な水産物安定供給体制の整備に資する効果が大きく、次の事項に該当する事業に対し優先的に配分するものとする。

- 中核的漁業者協業体の育成に資するもの
- 認定漁協の支援に資するもの
- 漁協合併促進法による合併計画の推進に資するもの
- 産地市場再編整備計画の推進に資するもの
- 有明海及び八代海の再生対策に係るもの
- その他の施策・事業との関連において緊急を要するもの

(2) 上記以外の事業については、実施により見込まれる次の事項の効果が大きく、かつ、緊急性の高い事業に配分するものとする。

- 海洋環境の保全と創造に資するもの
- 生産労働効率化・近代化、担い手支援に資するもの
- 水産物流通の効率化と品質、付加価値の向上に資するもの
- 施設の有効利用に資するための計画的な管理体制の向上に資するもの

2 市町村及び団体営事業（統合補助事業分）

都道府県営事業の配分基準に準じた考え方に基づき実施すべき事業を選択し、都道府県に対し必要な事業費の配分を行うものとする。

水産物産地流通加工施設高度化対策事業費の配分基準

平成15年度水産物産地流通加工施設高度化対策事業の事業費の配分については、以下の事項に該当する地域について優先的に行うものとする。

- 1 産地市場統合に係る国の方針に基づく「産地市場再編整備計画」が策定されており、かつ、事業の実施により市場流通機能の強化が図られると認められること。
- 2 HACCP方式等による品質・衛生管理体制の早急な確立を図るため、これに対応した市場の用地整備、漁港施設の高質化を推進する「環境・衛生管理型漁港づくり推進事業」との連携が図られていること。
- 3 水産物の流通加工過程における環境への負荷を低減するとともに、水産加工残滓等のリサイクルの促進が図られ、「循環型社会」への的確な対応の推進につながる事が明らかであること。
- 4 環境への負荷が特に大きい水産加工団地において、排出される加工残滓等の廃棄物を資源として有効利用することにより、環境負荷の大幅な低減が図られると認められること。
- 5 費用対効果分析の結果から見て、事業の実施によって生ずることが見込まれる効果がより大きいこと。
- 6 水産物流通加工基盤強化対策調査事業による「拠点構想」が策定されてあること。
- 7 水産物生産流通構造改革のための水産基盤緊急整備対策基本計画書（水産施策共同プロジェクト基本計画書）が策定されてあること。
- 8 他の施策・事業との関連において緊急を要すること。

漁港漁村活性化対策事業及び新漁村コミュニティ基盤 整備事業の配分基準

漁港漁村活性化対策事業及び新漁村コミュニティ基盤整備事業については、都道府県営事業を除き統合補助事業として実施しており、事業費の配分に当たっては、以下の基準で行うものとする。

1 都道府県事業

(1) 事業を実施することにより、「食の安全・安心な水産物供給体制の整備」、「都市と漁村の共生・対流による地域の活性化」に資する効果が大きい事業を優先的に配分することとし、次の事項についても配慮するものとする。

- 循環型経済社会の構築など環境問題への対応
- 漁村の情報化
- 産地市場再編整備計画の推進
- 中山間地域等総合振興対策
- 農山漁村男女共同参画推進指針の推進
- 災害対策関連
- その他の施策・事業との関連において緊急を要する事業

(2) 上記以外の事業にあっては、実施により見込まれる次の事項の効果が大きく、かつ、緊急性の高い事業に配分するものとする。

- 資源管理型漁業・つくり育てる漁業の推進
- 海洋環境の保全と創造
- 生産労働効率化・近代化、担い手支援
- 水産物流通の効率化と品質、付加価値の向上
- 漁業地域の活性化

2 市町村及び団体営事業（統合補助事業分）

都道府県営事業の配分基準に準じた考え方に基づき実施すべき事業を選択し、都道府県に対し必要な事業費の配分を行うものとする。